

令和3年3月定例会  
宇土市教育委員会会議録

宇土市教育委員会

1. 日 時 令和3年3月10日(水)午前9時開議

2. 場 所 宇土市教育委員会2階会議室

3. 出席委員 太田 耕幸教育長 近藤 修教育長代理  
芥川 学委員 園田 寛子委員 白井 正晴委員

4. 職務のために出席した者

教育部長 宮田 裕三 学校教育課長 田尻 清孝  
指導主事 太田黒 保宏 学校教育課総務係長 渡辺 佳助  
生涯活動推進課長 内田 雅之 文化課長 池田 和臣  
給食センター所長 藤本 勲 図書館長 久多見 さとみ



#### 議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第6号【継続】 宇土市立幼稚園規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第13号 宇土市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する条例について
- 5 議案第14号 宇土市招致外国青年任用規則の一部を改正する条例について
- 6 議案第15号 特別支援学級への就学及び転籍について
- 7 議案第16号 宇土市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 8 議案第17号 宇土市立図書館協議会委員の任命について
- 9 議案第18号 轟泉水道及び旧高月邸保存活用検討委員会委員の委嘱について
- 10 議案第19号 宇土市社会教育委員の委嘱について
- 11 議案第20号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第2号 宇土市一般会計補正予算について
- 12 議案第21号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第3号 鶴城中外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
- 13 議案第22号 令和3年度宇土市一般会計予算について
- 14 議案第23号 令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

報告事項

令和3年3月宇土市教育委員会定例会会議録

教育長 令和3年3月教育委員会定例会会議を開会いたします。  
本日は、教育長及び4人の委員が出席でありますので、  
この会議は成立いたします。



**日程第1**

教育長 本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
会議録署名委員に芥川委員と近藤委員を指名いたします。



**日程第2**

教育長 本日の3月教育委員会定例会の会期を1日とします。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 異議ないものと認めます。

教育長 議案第15号につきましては、個人情報等に関わることですので、非公開として審議します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



**日程第3**

教育長 前月からの継続議案である議案第6号を議題といたします。  
学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 <<説明>>

(質疑)

なし

<<採決>> (原案のとおり)



**日程第4**

教育長 議案第13号を議題といたします。  
学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 <<説明>>

(質疑)

近藤委員 9条の伝染性疾患等を感染症に改めた理由は何か。

学校教育課長 本来であれば伝染病予防法の改正があった時点で改正を行う必要があったが、改正されていないため、今回併せて改正を行うものである。

近藤委員 同じ内容の改正が小中学校管理運営規則も必要なため、今後改正を行っていく。

学校教育課長 改正案では感染症にかかると出席停止を指示することができることあり、人にうつす可能性がある場合だとは思いますが、現行では伝染性で集団活動に支障がある場合とある。人にうつす可能性がない感染症もあるので幅が広くなりすぎないか。

教育長 もともと伝染病予防法と他の法律がまとめられて1つの法律になり感染症となっている。なお、関連するものは改正されているが、教育委員会内が改正されていないため、今回改正を行うものである。また、同じような規程で他自治体も感染症と改正されている。

学校教育課長 感染症については規程があるのではないか。

園田委員 出席停止となる感染症については通知等でも示されている。

学校教育課長 指定があるのは分かるが、集団活動に支障がある場合を削除する必要はあるのか。

近藤委員 他自治体も感染症と改正されている。運用については通知等により行っていく。

教育長 定義付けが分からなかった。

学校教育課長 どのような病気が出席停止になるかは通知があっており、勝手に校長判断するのではなく、通知に基づいて出席停止等の扱いを行っている。

近藤委員 感染症の内容については、法律に明記されている。

教育長 見ただけでは分からないので、運用をしっかりとしてほしい。

《採決》（原案のとおり）



**日程第5**

教育長 議案第14号を議題といたします。  
学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 《説明》

（質疑）

近藤委員 改正を行っても現行の規程をカバーできるのか。

学校教育課長 現在4名ALTが所属しているが、その内1名が4月期来日だが、満了するので問題はない。今後4月期来日の配置があった場合は、別に設けて対応したい。

近藤委員 9月9日に来日された方の前半任期は9月10日から3月31日まで、後半任期が4月1日から本来であれば9月9日までとなるが、7月25日までとなっている。その差はどうするのか。

学校教育課長 最長1年間となっており、その前に帰国されるのは問題がない。また、5月以降に来日される方については最長で1年のため対応できるが、4月来日の方については、

1年3ヶ月、4ヶ月と任期があるので、そこは本来の会計年度任用職員の制度と乖離してしまうので、そこを解消しようとしたのが今回の改正になっている。

近藤委員

現行のように表で示した方が分かりやすいと感じる。

学校教育課長

市が独自に招致するのではなくJETプログラムを利用しており、県の規則どおりになっているので、その規則にある表で説明を行う。

近藤委員

最長1年となっており、実際は県の規則で期日は記載があるのか。

学校教育課長

基本的に5年間だが、途中、自己都合で帰国される場合もある。また今年度は1名が5年間を経過したが、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国ができなかったため、特例で延長している。

園田委員

県の規則を使用するという記載は必要ないか。

学校教育課長

そこは記載せず、説明の時に県の規則が英訳してあるので現在も使用して説明している。

園田委員

市の規則は説明いらぬか。

学校教育課長

説明は行が、英訳していないため難しいところがある。

近藤委員

第5条の後半任期が分かりにくいので、任用期間が定まるという前提であれば、任用期間から前半任期を除いた期間としたほうがいいのではないか。

学校教育課長

任用期間は1年のため、そのように改める。

近藤委員

公布期日が公布の日からとなっているが問題はないか。

学校教育課長

4月1日以前の日付であれば問題ない。

《採決》 第5条を修正の上（原案のとおり）



日程第6

議案第15号

非公開

《採決》（原案のとおり）



日程第7

議案第7号

議案第16号を議題といたします。  
生涯活動推進課長から説明願います。

（質疑）

芥川委員

委嘱について異議はないが、再任されて何期目か。

生涯活動推進課長

甲斐様が6年なので3期、岩本様が8期となっている。

芥川委員

地婦連代表とあるが会長が就かれるのか。

生涯活動推進課長

代表としているが、今まで会長が就任されている。

《採決》（原案のとおり）



**日程第8**

教育長 議案第17号を議題といたします。  
図書館長から説明願います。

図書館長 <説明>

(質疑)

近藤委員 志水さんは学識経験者になっているが、経歴を教えてください。  
図書館長 元小学校教諭で図書主任をされていた。  
園田委員 今年度、会議は開催できたか。  
図書館長 新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議を行った。

<採決> (原案のとおり)



**日程第9**

教育長 議案第18号を議題といたします。  
文化課長から説明願います。

文化課長 <説明>

(質疑)

白井委員 委員会の開催頻度はどのくらいか。  
文化課長 昨年は2回予定していたが、書面会議となった。今後は国指定を目指しているため、積極的に開催していきたい。  
園田委員 今後の会議の予定は。  
文化課長 3月末に書面会議を実施する予定である。  
園田委員 総合教育会議で市長からも国指定へ向けて計画を立てていくと話があったが、会議の意見も含めて計画ができれば教えてください。  
文化課長 今後お示ししていく。

<採決> (原案のとおり)



**日程第10**

教育長 議案第19号を議題といたします。  
生涯活動推進課長から説明願います。

生涯活動推進課長          <<説明>>

(質疑)

なし

<<採決>> (原案のとおり)



**日程第11**

教育長                      議案第20号を議題といたします。  
                                 学校教育課長から順に説明願います。

各課長                      <<説明>>

(質疑)

園田委員                    学校の消毒を行った際の費用はどうしたのか。  
学校教育課長                今まで消毒は、委託ではなく学校と委員会で実施したため歳出はない。  
芥川委員                    何校か一般業務委託料が計上されているが、何の委託か。  
学校教育課長                新型コロナウイルス感染症拡大防止のための清掃等委託で計上している。  
教育長                      割り振られた予算の中で各学校で活用方法が違う。

<<採決>> (原案のとおり)



**日程第12**

教育長                      議案第21号を議題といたします。  
                                 学校教育課長から説明願います。

学校教育課長                <<説明>>

(質疑)

白井委員                    何度も変更になっているが、事前に把握できなかったのか。  
学校教育課長                外壁改修の計画はなかったが、急遽補助金が活用できるようになり、本来であれば設計を委託するが、担当で1階部分のみを調査し、足場も組めなかったため、屋根も詳細の調査ができなかった。  
教育部長                    本来であれば詳細調査が必要だが、国への申請期間が短かったため、詳細設計ができなかった。  
近藤委員                    駐輪場の工事が1ヶ月かかるとあったが、どのくらいで終了するのか。  
学校教育課長                1ヶ月延長してあるが、問題なければ2週間ほどで完了する見込みである。

<<採決>> (原案のとおり)



日程第13

- 教育長 議案第22号を議題といたします。  
学校教育課長から順に説明願います。
- 各課長 <<説明>>
- (質疑)
- 白井委員 学校予算で特に増減が多い、宇土東、花園、走潟、鶴城について要因は何か。  
学校教育課長 まず宇土東小学校は電気料の増額が主なものになっている。花園小学校、走潟小学校は要求の減によるもの。鶴城中学校については、校旗の購入と消火器の購入で増額になっている。なお、消火器については、全学校が容器の期限が切れるため購入費用を計上している。
- 近藤委員 何点か質問がある。幼稚園の有料道路使用料はどこに使用するのか。走潟小の八水への負担金。生涯活動推進課の子ども見守りボランティア事業の内容についてどのようなことを行うのか。文化課の栗崎の天神樟伐採の補助は全体経費がいくらで所有者はどこか。同じく文化課の天神山の修復で指導員報酬があるがその内容について。最後に給食センターの学校給食費徴収管理業務について具体的に教えて欲しい。
- 学校教育課長 宇土幼稚園長が公立幼稚園会の会長を受けており、その会議及び職員の研修の駐車場代が主なものである。次に走潟小は田を所有しているため負担金を支払う必要がある。
- 生涯活動推進課長 交通安全支部や網田のお散歩隊、老人会など様々な団体に手法は違うが取り組みをしていただいている。その中で登下校時の見守りにボランティアで参加できる方を募ったところ現在104名の方が登録されている。どこかの団体に委託するのではなく、ボランティアに対する保険等の経費となっている。
- 文化課長 栗崎の天然樟については、200万円の事業費を見込んでおり、文化財については基本的に地区の管理となっているため、補助を行うもので、県が100万、市は50万円だが地区の負担が大きいため協議の結果100万円を補助するため、地区の負担はない。次に天神古墳の修復の指導員報酬については、文化財のため価値を損なわない工法を考える必要があり、専門家の指示を仰ぐ必要があるため熊大の先生にお願いする経費である。
- 給食センター所長 学校の働き方改革の取組のひとつとして、公会計化が義務ではないが示されており、県内では熊本市と天草市が実施されている。  
公会計化を行うにはシステム整備や人員配置等費用がかかるため、滞納管理について給食センターで行ってほしいと校長会から要望があったため、センターがデータを引き継いで実施するもの。
- 芥川委員 学校の図書費について、振興費と管理費に予算がある学校と片方だけの学校があるが、違いは何か。また、鶴城中の校旗の購入費があるが購入の基準はあるか。



学校教育課長 振興費の図書費は閲覧費及び掲示用のニュースで管理費は学校の図書購入費になる。全校の振興費内に図書費はあるが、代表的なものを記載しているため資料に出ていない学校がある。代表的な次に校旗の購入については特に規定はない、要望に基づき支出している。

園田委員 卒業証書の筆耕料に差があるが内容を教えて欲しい。また、給食センターの熱中症予防の冷房設備は十分なのか。

学校教育課長 シルバー人材センターと一括して単価契約を行い、生徒数で割り出している。

給食センター所長 令和元年度に大型のスポットクーラーを2台、可動式を5台導入している。仮設住宅の集会場で使用していたものを設置している。キュービクルの工事についても令和2年度に実施している。

以前と比べ環境は変わっている。

《採決》（原案のとおり）



教育長 本日の日程は全て終了しましたので、令和3年3月の定例教育委員会を閉会します。

— 閉会 —（午前12時05分）



報告事項

- 教育部長 ・3月議会の代表・一般質問について
- 学校教育課長 ・行事予定について
- 指導主事 ・定例報告について  
・学校訪問について
- 生涯活動推進課 ・行事予定について  
・東京五輪聖火リレーについて
- 文化課長 ・行事予定について
- 図書館長 ・行事予定について  
・今後の図書館運営についての検討会設置について
- 給食センター所長 ・行事予定について

園田委員 子ども達の活動のため小中学校体育館の予約を取りに行ったが、春休み期間中に使用の制限があった。制限の理由と、小学校と中学校で使用できない期間が違う理由、そのことをどのように広報したのか。

生涯活動推進課長 年間の優先使用を除いた日を貸し出ししており、現在、社会体育施設は制限なく学校施設は子どもたちのみ利用可としている。ただし、レベル2になれば制限なく使用する予定である。

校長会から卒業式・入学式があるので1週間前は使用を控えて欲しいと要望があったため予約ができない。

次に小学校と中学校で異なる理由としては、基本的には1週間前と協議していたた

め、確認を行う。

最後に広報の方法は、学校施設を借用される方は限られて方が多いため、分かる方には連絡を行っている。また、網津支所、網田支所においては鍵を取りに来られた時に伝えるようにしている。

園田委員

前回でもジュニアスポーツを支援していくと説明があったので、周知等しっかり行ってほしい。

議事録署名

委員 芥川 学

委員 近藤 修